

# 議会運営検討協議会

## 報 告 書

### 第 1 1 回

#### 【報告事項】

- ◆ 委員会傍聴の原則自由化

平成 2 6 年 4 月 4 日

川崎市議会議会運営検討協議会

## 1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、委員会の許可制としている現行の委員会傍聴のあり方について、現状で不都合は生じていないこと、傍聴自由化にはセキュリティ上の課題があること、また、適正な委員会運営の観点から、現行のとおりとし、委員会傍聴の見直しは行わないことを確認して、協議会としての結論に至った。

## 2 議論の概要

### (1) 現状

- 常任委員会では、傍聴の申し出がある場合には、通常、当日の委員会冒頭に傍聴の許可を諮り、傍聴を認めている。
- 委員会条例の規定では傍聴を許可制としているが、昭和40年の一般傍聴の開始以来、原則として傍聴を許可する取扱いとしており、不許可となった事例は昭和51年の1件である。
- 傍聴しようとする者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。
- 傍聴席における写真、映画等の撮影、録音等は禁止されている。

### (2) 委員会傍聴の自由化について

- 本件は、開かれた議会の一層の推進のため、たとえば、札幌市議会の事例にあるように、傍聴手続を不要として、委員会室への入退室を自由とすることなど、傍聴のあり方について検討を行うものである。過去においても傍聴を不許可とした事例は1度しかなく、委員会傍聴は許可制であるが、希望があれば傍聴を行うことができ、実質的に自由化されている。
- また、現状の委員会室では、委員会室の傍聴者席と議員席、理事者席が近接しており、セキュリティ上の課題があることや、傍聴者の発言により議事が妨げられる場合や、理事者への圧力的な発言が見受けられるなど、正常な委員会運営に支障をきたすこともあり、これらについてもあわせて検討する必要がある。
- 仮に、傍聴者が委員より事前に委員会室に入室できることとした場合、議案や請願、陳情の内容によっては、委員の入室を妨害され、正常な委員会運営が妨げられるなどの不測の事態も想定される。また、傍聴者には委員会資料を配付しているが、委員が見ていない資料を傍聴者が先に目にする状況となることの整合性も考慮する必要がある。
- また、庁舎への出入りは比較的自由で、一人ひとりのチェックを十分に行える程度の守衛の体制とはなっておらず、不特定多数の人が出入りしている状況にあるため、現状の庁舎セキュリティを考慮すると不測の事態に備えて、事前の傍聴手続等の一定の歯止めは必要である。

- 他の政令指定都市においても、委員会傍聴を認めている都市の中で、事前の手續を不要としている都市は札幌市の1市のみである。
- このため、傍聴者には、一旦傍聴控室に入室して、傍聴手續を行っていただき、委員が委員会室に先に入った上で、傍聴を許可することで、傍聴者に委員会室に入室していただくことは、セキュリティ、委員会の適正な運営上、必要な手續であると考えます。
- 以上のことから、協議会では、現状のあり方で不都合は生じていないこと、セキュリティ上の課題、適正な委員会運営の観点から、委員会傍聴の見直しは行わないことを確認した。

---

# 資 料 編

---

- ① 委員会傍聴の原則自由化に関する政令指定都市の状況 — 4
  
- ② 札幌市議会の常任委員会における傍聴の状況 — — — — 7

# 委員会傍聴の原則自由化に関する政令指定都市の状況

平成 26 年 1 月現在

## 1 公開…… 7 市

事前手続	なし	1 市	札幌市
	あり	6 市	新潟市、静岡市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市

## 2 委員長の許可…… 6 市

事前手続	あり	許可に関する 委員会での取扱い	なし	5 市	仙台市、千葉市、 相模原市、名古屋市、 福岡市
			あり	1 市	岡山市

岡山市：委員会冒頭又は申出の都度、委員長から傍聴の許可を委員に確認

## 3 委員会の許可…… 4 市

事前手続	あり	許可に関する 委員会での取扱い	なし	2 市	さいたま市、堺市
			あり	2 市	浜松市、川崎市

さいたま市：委員会冒頭に委員長からその日の傍聴を許可したことを報告

堺市：あらかじめ許可している。

## 4 傍聴を認めていない都市（モニター傍聴のみ）…… 3 市

3 市	横浜市、京都市、熊本市
-----	-------------

## 政令指定都市における常任委員会での一般傍聴の取扱いに関する状況

	委員会条例における傍聴の取扱い	事前手続 (受付、住所、氏名等の記入、傍聴証の発行等)	許可に関する委員会での取扱い	傍聴者の入室時期	撮影、録音等の取扱い	傍聴者数上限	その他
札幌市	公開	なし	/	開会前から入室可能。委員会中も随時出入り可能	写真撮影は可、録音も特に制限していない。動画は不可。	最大70人程度	
仙台市	委員長の許可	あり	なし	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	10又は20人(増員あり)	
さいたま市	委員会の許可	あり	なし(委員会冒頭に委員長からその日の傍聴を許可したことの報告のみ)	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	5人(増員あり)(委員会傍聴規程)	
千葉市	委員長の許可	あり	なし	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	6人～10人(委員会傍聴規程)	
横浜市	委員会の許可	直接傍聴は認めていない(モニター傍聴のみ) 傍聴を許可した事例なし(モニターによる視聴、H25.9からインターネット中継あり)					
相模原市	委員長の許可	あり(受付、傍聴券の貸与のみ)	なし	傍聴券の発行後は開会前でも入室可能	禁止	21人又は35人	
新潟市	公開	あり	/	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	12人(委員会傍聴規則)	
静岡市	公開	あり	/	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	6人(増員あり)(委員会傍聴規程)	
浜松市	委員会の許可	あり	あり(委員会冒頭に委員長からその日の傍聴の許可を委員会に諮る)	傍聴の許可があった後入室	禁止	10人(委員会傍聴規程)	
名古屋市	委員長の許可	あり	なし	傍聴証の交付後は開会前でも入室可能	禁止	10人(委員会傍聴人規則)	

	委員会条例における傍聴の取扱い	事前手続 (受付、住所、氏名等の記入、傍聴証の発行等)	許可に関する委員会での取扱い	傍聴者の入室時期	撮影、録音等の取扱い	傍聴者数上限	その他
京都市	委員会の許可	直接傍聴は認めていない(モニター傍聴のみ)					
大阪市	公開	あり		開会直前に傍聴担当職員の誘導で入室	禁止	10人(大阪市会委員会傍聴規則)	別室でのモニター傍聴あり
堺市	委員会の許可(あらかじめ許可)	あり	なし	傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	不可	10人	別室でのモニター放送あり
神戸市	公開	あり		傍聴章の交付後は開会前でも入室可能	禁止	15人又は40人	別室での音声傍聴あり
岡山市	委員長の許可	あり	あり(委員会冒頭及び申し出の都度、委員長から傍聴の許可を委員に確認)	傍聴の許可があった後入室	禁止	10人	
広島市	公開	あり		開会15分前から入室可能	委員長の許可	なし(委員長が制限する場合がある)	多い場合、別室での音声傍聴あり
北九州市	公開	あり		傍聴証の発行後は開会前でも入室可能	禁止	10~20人	
福岡市	委員長の許可	あり	なし(委員会開会前に委員長からその日の傍聴の許可を委員に確認)	傍聴の確認があった後入室	禁止	12~15人	別室での音声傍聴あり
熊本市	委員長の許可	直接傍聴は委員会室にスペースがないため、認めていない(モニター傍聴のみ)					
川崎市	委員会の許可	あり	あり(委員会冒頭又は申し出があったときに委員長からその日の傍聴の許可を委員会に諮る)	傍聴の許可があった後入室	禁止	なし	別室での音声傍聴あり

## 札幌市議会の常任委員会における傍聴の状況

平成26年2月25日提出

### 【傍聴の取扱い】

公開（事前手続き・傍聴証等の発行なし） 昭和28年～

（参考）

○札幌市議会委員会条例（抜粋）

（議事公開の原則、秘密会）

第14条 委員会の議事は、公開する。ただし、委員長又は委員2人以上の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

### 【傍聴者の入室方法】

委員会室を開会45分前に開場、それ以降は入退室自由

※ 開会前の委員会室への警備員、職員等の配置は行っていない。

### 【傍聴者の入室に伴う混乱事例】

特に事例はなし。

※ 委員会中に、発言などにより議事を妨害した傍聴者に、委員長から退場を命じた事例はある。

### 【傍聴者への資料配布】

実施している。

### 【委員会構成、開催状況等】 委員会室は調整により決定

委員会名	委員数	委員会室	平成24年度開催回数
総務委員会	11人	第一特別委員会会議室	15回
財政市民委員会	11人	第二特別委員会会議室	16回
文教委員会	12人	第一常任委員会会議室	9回
厚生委員会	11人	第二常任委員会会議室	14回
建設委員会	11人	第三常任委員会会議室	12回
経済委員会	11人	第四常任委員会会議室	9回